

答弁書第一〇号

内閣参質一一三第一〇号

昭和六十三年十月十八日

内閣総理大臣 竹 下 登

参議院議長 土屋 義 彦 殿

参議院議員諫山博君提出福岡県大和国宮干拓事業の復旧に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員諫山博君提出福岡県大和国営干拓事業の復旧に関する質問に対する答弁書

一について

国営大和干拓建設事業については、関係機関との調整を図つた上で計画を策定しており、また、事業実施期間中も問題がなく、事業完了後に陥没現象が生じることが予想していなかった。

二及び三について

陥没の原因を作つたのが農民であるとは考え難い。また、九州農政局、福岡通商産業局、福岡鉱山保安監督局及び福岡県からなる大和干拓地盤沈下問題連絡会から地盤沈下等の原因究明の委嘱を受けた大和干拓地盤沈下等原因調査委員会が昭和六十二年四月に同連絡会に提出した報告書によれば、その原因は特定できないとされているところであり、復旧の責任者について

も特定し難い状況にある。

四について

陥没の原因及び復旧の責任者が特定し難い状況の下で、陥没の復旧等について国が責任を負うことはできないと考える。

なお、干拓地内の営農条件改善のため、国の助成の下に、これまでも小規模排水対策特別事業及び湛水^{たん}防除事業が実施されており、今後とも、地元から土地改良事業の申請があれば検討してまいりたい。